

電力受給契約書（案）

福岡県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲乙間の電力受給について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の需給に関して、この契約書及び福岡県企業局会計規程（平成10年4月6日企業局管理規程第7号。以下「規程」という。）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（別に甲が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（受給電力）

第2条 甲は、次の発電所の発生電力から甲が必要とする所内消費電力等を除く全ての電力（以下「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

2 契約の対象となる発電所は以下のとおりとする。

受給地点	所在地	受給最大出力(kW)
大湊発電所	福岡県八女市黒木町北大湊字道の上807-4番地	7,500
木屋発電所	福岡県八女市黒木町北木屋字寄2819-2番地	7,500(※)
ちくし発電所	福岡県那珂川市大字五ヶ山字下北川908-8番地の地先	550
合計		15,550

※ 受託発電分の1,500kWを含む。

3 甲から乙に供給する予定売却電力量は、別表第1のとおりとする。

4 予定売却電力量と比較して増減する場合は、甲が乙に供給する電力量（以下「受給電力量」という。）を購入するものとする。

（受給地点、電圧及び力率）

第3条 前条の電力受給地点、電圧及び力率は次のとおりとする。

受給地点	所在地	電圧(V)	力率(%)
大湊発電所	福岡県八女市黒木町北大湊字道の上807-4番地	66,000	90
木屋発電所	福岡県八女市黒木町北木屋字寄2819-2番地	66,000	90
ちくし発電所	福岡県那珂川市大字五ヶ山字下北川908-8番地の地先	6,600	90

（電気方式及び周波数）

第4条 電気方式は、交流3相3線式とし、周波数は60ヘルツとする。

(受給開始日及び受給期間)

第5条 受給電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。

受給開始日：令和9年4月1日

受給期間：令和9年4月1日0時から令和12年3月31日24時まで

(送電時間)

第6条 送電時間は、毎日24時間とする。ただし、発電所の点検又は手入れを要する場合、その他必要がある場合は、あらかじめ甲、乙協議の上受給電力の全部又は一部の供給を休止することができる。

(電力の受給上の協力等)

第7条 甲及び乙は、この電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

2 甲及び乙は、この契約に基づく電力の受給に直接関係ある電気工作物に対し、相手方から調査の要求があった場合は、お互いにその調査に応ずるものとする。

(発電所の運転)

第8条 大淵・木屋発電所の運転は、矢部川河水統制上の運営に支障を及ぼさない範囲において行うものとする。ちくし発電所の運転は、南畑ダムの操作規則に基づいて行う放流に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

(発電見込みの通告)

第9条 甲は、供給可能電力の予想並びに貯水池水位及び自然流量その他給電上必要な事項を事前に乙に通告するものとする。通告後、やむを得ない理由により出力の変更を要するときは、甲は乙に対し、すみやかに変更の旨を通告するものとする。

(受給電力量の計量)

第10条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。ただし、電力量計の施設箇所と受給地点の電圧が異なる場合は、計量値に一般送配電事業者が定める送変電損失率を乗じたもの（1 kWh未満は切り捨てる。）を控除した電力量を受給電力量とする。

2 前項に定める電力量計の計量は、原則として毎月末日24時に行うものとし、一般送配電事業者から乙に通知された計量値を、乙は、速やかに甲に通知するものとする。

3 電力量計に故障が生じたときの当該時間内における受給電力量については、その都度甲乙協議して確定するものとする。

4 甲は、電力の受給について乙が必要とする事項を記録するものとし、乙の求めに応じてこれを提出するものとする。

- 5 乙は、自ら必要と認めるときには、第2項に定める計量日以外の日時においても、臨時検針を行うことができる。この場合、甲はこれに協力する。
- 6 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合は、これに要する費用を甲が負担する。

(電力量料金)

第11条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に以下の電力量料金単価を乗じて得た値（1円未満切捨）に、消費税及び地方消費税相当額（1円未満切捨）を加えて得た金額とする。

電力量料金単価 (1キロワット時につき)	〇〇円〇〇銭 (消費税及び地方消費税相当額を含まない)
-------------------------	--------------------------------

(非化石価値の取扱い)

第12条 甲が乙に供給する電力に含まれる非化石価値については乙に帰属するものとし、その価値は第11条の規定により算定される電力量料金に含まれるものとする。

- 2 非化石価値の認定申請については、甲が行うものとする。
- 3 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）等の非化石価値に関する法令に改正があった場合には、甲乙で協議するものとする。

(電力量料金の支払)

第13条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認するものとする。

- 2 甲は、前条により算定された料金を計量日の翌月15日までに乙に請求し、乙は、その月の末日（以下「支払期日」という。）までに請求者の指定する方法によりこれを支払う。ただし、支払期日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、支払期日を金融機関の翌営業日とする。
- 3 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて、福岡県延滞金徴収条例（昭和39年4月1日条例第14号）第2条に規定する割合で計算した延滞利息を前項の支払額に加算して支払う。ただし、16日以降に請求書を受領した場合の延滞利息の起算日は、請求書を受領した日の翌日から16日を経過した日とする。

(発電側課金相当額の支払)

第14条 乙は、発電所を有する甲に対して一般送配電事業者より請求される系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）と同額を発電側課金相当額として第11条の定めに基づき算定される電力量料金に加算した金額を支払うものとする。

- 2 乙は、発電側課金を甲に代わり一般送配電事業者に引き渡す業務について、甲から無償で受託するものとする。その他具体的な精算に関する事項は、甲及び乙との協議により定めるものとする。
- 3 発電側料金に関する制度等に見直しがあった場合には、甲及び乙との協議により定めるものとする。

(容量市場の取扱い)

- 第15条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、ペナルティによる減額分（乙の責によるものを除く。）を含め、第11条の規定により算定される電力量料金との精算は行わない。
- 2 前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、乙は資料提供等の協力を行うものとする。

(発電バランシンググループへの加入等)

- 第16条 甲は、第5条に定める受給期間において、乙が設定する発電バランシンググループに加入するものとする。ただし、甲は発電バランシンググループの加入に係る経費を負担しない。
- 2 甲が第9条に基づき通知した発電見込みと、発電の実績値の間に差分が発生した場合であっても、甲乙ともに、その差分を根拠とした料金（インバランス料金）の請求は行わないものとする。
 - 3 発電バランシンググループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合においても、甲乙間において当該料金の精算は行わないものとする。

(託送供給等の契約)

- 第17条 乙は、この契約に基づき、乙と一般送配電事業者との間に、電気を安定して供給するために必要とする託送供給に関する契約を締結し、その確認ができる書類の写しを供給開始までに甲に提出しなければならない。

(契約の効力)

- 第18条 本契約条項中主務官庁の許可、認可又は承認を必要とする事項については、その許可、認可又は承認を受けた時にその効力を生じるものとする。

(記録)

- 第19条 甲及び乙は、受給電力に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(運用申合せ書の提出)

- 第20条 電力の受給に関する運用について、仕様書等で定めのない事項については甲及び乙が協議して定めるものとし、乙が運用申合せ書を作成する。

(契約保証金)

第21条 乙は、契約保証金として金〇〇〇円を、この契約締結と同時に甲に納入するものとする。

(免除の場合：契約保証金は、財務規則第170条第〇号により免除する。(第2項以下削除))

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 甲は、乙がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

(守秘義務)

第22条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、情報を開示できるものとする。

一 法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合。

二 乙の必要最小限限度の自己の役員および従業員、自己が起用する弁護士、会計士およびアドバイザー等の専門家（以下あわせて「第三者開示者」という。）に対し、合理的に必要な範囲内で、本契約に基づき自己に課された前項の義務と同等の義務を課したうえで本契約に関する事項を開示する場合。なお、乙は、本号に基づき第三者開示者に開示した場合には、当該第三者開示者の義務違反につき責任を負うものとする。

(甲の催告による解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 乙が支払期日までに電力量料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。

二 乙が、この契約及び仕様書等で定める契約条件を遵守できないと判明したとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
 - 四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行を継続する見込みが明らかでないとき。
 - 二 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 六 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
 - 七 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
 - 八 乙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定により、納付金を納付しない電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。
 - 九 乙が、第29条第4項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。
 - 十 乙が、第32条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 十一 乙が甲との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

（談合等による解除）

第25条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- 二 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- 三 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

四 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（暴力団排除）

第26条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（違約金）

第27条 前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、予定売却電力量に電力量料金単価を乗じて計算した額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、第21条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する債務があるときは、相殺することができる。
- 3 第1項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

（損害賠償）

第28条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲にそ

の状況及び内容を速やかに報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 前項の場合において、甲の責に帰すべき理由によるものを除き、乙はその生じた損害を賠償する責任を負う。

(損害賠償の予定)

第29条 第23条、第24条、第25条及び第26条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。なお、甲は乙に対する債務があるときは、相殺することができる。

- 2 前項の規定により乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその延滞金のほか、甲の逸失利益についても、その範囲とする。

- 3 前項で規定する逸失利益は、次のとおりとする。

- 一 第11条に規定する電力量料金単価に、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の発電電力量を乗じた額。

- 二 第11条に規定する電力量料金単価と契約解除に伴う新たな契約の電力量料金単価との差額に、新たな契約の電力受給開始日から第5条で規定する受給期間が満了するまでの間の発電電力量又は満了するまでの間の発電電力量又は予定売却電力量を乗じた額。

- 4 甲は、乙が第23条各号、第24条各号のいずれか（第2項第9号を除く。）、第25条各号のいずれか又は第26条各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

- 5 乙は、第25条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、当該年度の予定売却電力量に電力量料金単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 6 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第30条 第23条各号、第24条第2項各号のいずれか又は第26条各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、第23条第1号に該当する場合であって、乙が受給期間中における受給電力の全量購入を完了させたときは、この限りではない。

(相殺予約)

第31条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

る。

(乙の催告による解除権)

第32条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第33条 前条第1項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(権利義務の譲渡等)

第34条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更)

第35条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は電力の売却を一時中止することができる。

2 前項の規定により電力量料金を変更するとき、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議の上、電力量料金その他の契約内容を変更することができる。

(費用の負担)

第36条 電力の購入並びに非化石価値に係る手続き等の費用は、乙の負担とする。

(所轄裁判所)

第37条 この契約に関する訴えの管轄は、福岡県庁所在地を管轄区域とする福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第38条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項について必要が生じた場合、又はこの契約の各条項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

福岡県

代表者 福岡県企業管理者 見雪 和之 印

乙

住所又は所在

氏名又は名称

代表者資格氏名 印

別表第1

令和9年度

(kWh)

月	大湊発電所	木屋発電所	ちくし発電所	計
4月	1,445,000	2,774,000	115,000	4,334,000
5月	2,095,000	3,498,000	150,000	5,743,000
6月	2,151,000	3,902,000	142,000	6,195,000
7月	2,352,000	3,869,000	189,000	6,410,000
8月	1,790,000	3,443,000	177,000	5,410,000
9月	1,848,000	3,425,000	158,000	5,431,000
10月	1,218,000	2,353,000	97,000	3,668,000
11月	171,000	382,000	71,000	624,000
12月	332,000	544,000	79,000	955,000
1月	648,000	1,265,000	72,000	1,985,000
2月	624,000	1,215,000	57,000	1,896,000
3月	967,000	1,867,000	79,000	2,913,000

令和10年度

(kWh)

月	大湊発電所	木屋発電所	ちくし発電所	計
4月	1,459,000	2,790,000	117,000	4,366,000
5月	2,142,000	3,560,000	150,000	5,852,000
6月	2,144,000	3,914,000	139,000	6,197,000
7月	2,355,000	3,873,000	186,000	6,414,000
8月	1,797,000	3,443,000	174,000	5,414,000
9月	1,854,000	3,422,000	156,000	5,432,000
10月	1,242,000	2,390,000	97,000	3,729,000
11月	177,000	392,000	71,000	640,000
12月	334,000	546,000	83,000	963,000
1月	644,000	1,258,000	72,000	1,974,000
2月	624,000	1,211,000	56,000	1,891,000
3月	954,000	1,840,000	78,000	2,872,000

令和 11 年度

(kWh)

月	大湊発電所	木屋発電所	ちくし発電所	計
4月	1,430,000	2,738,000	112,000	4,280,000
5月	2,102,000	3,513,000	145,000	5,760,000
6月	2,172,000	3,936,000	137,000	6,245,000
7月	2,332,000	3,849,000	183,000	6,364,000
8月	1,760,000	3,402,000	171,000	5,333,000
9月	1,816,000	3,371,000	151,000	5,338,000
10月	1,250,000	2,401,000	96,000	3,747,000
11月	181,000	398,000	71,000	650,000
12月	300,000	484,000	76,000	860,000
1月	588,000	1,162,000	64,000	1,814,000
2月	607,000	1,170,000	52,000	1,829,000
3月	947,000	1,821,000	72,000	2,840,000